研究ノート

会計主体論と企業会計グローバル化の課題

小見山隆行

- 月 次
- I はじめに
- Ⅱ 会計公準論
- Ⅲ 会計主体論
- IV アンソニー財務会計論考察
- V 株式会社の企業観
- VI 企業会計グローバル化の課題
- ₩ 共同概念フレームワークの若干の考察―結びにかえて―
- 参考文献

亜 ビ

資本市場の急速なグローバル化の進展に伴い、会計基準のコンバージェンス化の動きが進展している。 IFRSの日本企業へのアドプションについては、米国や日本国内産業の状況等も斟酌し、全面時価会計の導入に内在する課題、適用企業範囲、連結限定か個別拡大か、強制適用・任意適用等についての討議が続いている。

FASB・IASB 共同概念フレームワークの構築にあたり会計主体論も討議課題となっている。本稿では、会計主体論の所説を分析し、国際会計基準の新しい概念フレームワークへの方向付けの課題、基準構築の基本的思考のあり方等について若干の考察を試みるものである。

キーワード

会計公準,会計主体論,アンソニー財務会計論,持分概念,株式会社の企業観,共同概念フレームワーク, IFRS のアドプション

採択日:2013年11月13日

I はじめに

近年、資本市場の急速なグローバル化の進展に伴い、会計基準が各国で異なることについて の弊害が多く、会計基準のコンバージェンス(収斂: convergence) 化の動きが進展している。 会計基準の国際的統合化を進めるために, 1973年に民間団体からなる IASC(国際会計基準委員 会:International Accounting Standards Committee) を立ち上げ, IAS(国際会計基準:International Accounting Standards) を作成してきた。その後、さらに強力に進めるために、IASC は、2001 年に IASB(国際会計基準審議会: International Accounting Standards Board)に衣替えし、IAS に代わって IFRS(国際財務報告基準: International Financial Reporting Standards)を作成して きた。EU(欧州連合:European Union)は,2005年から上場企業に対して IFRS の適用を義務 づけている。欧州市場で資金調達を行う外国企業についても, 2009年までに, IFRS あるいはそ れと同等であると認められる会計基準による財務諸表の作成を求めている。米国では、2002年 9月, FASB(米国財務会計基準審議会: Financial Accounting Standards Board)は、IASB と合 同会議を開催し、両者の会計基準の互換性をより一層高めるためのノーウォーク合意 (Norwalk Agreement)を行い、2004年には、共同で概念フレームワークの改訂に取り組むことを議題に 加え, 2006年2月, 会計基準のコンバージェンスのための MoU (覚書: Memorandum of Understanding) を公表し、両者の会計基準の差異を解消する作業を短期・長期プロジェクトを 立ち上げて進めてきている。また、SEC(米国証券取引委員会:Securities and Exchange Commission)は、2007年11月からアメリカ国内で上場する企業に対してIFRSの適用を認めて いるし、自国企業に対しても2010年から IFRS の任意適用を認めている。

日本においては、2001年8月、ASBJ(企業会計基準委員会:Accounting Standards Board of Japan)を設立し、日本の会計基準の設定を担ってきた。2007年8月、日本の会計基準とIFRSのコンバージェンスを加速させることでIASBと合意した。いわゆる「東京合意(Tokyo Agreement)」である。その後、日本の会計基準とIFRSの重要な差異の解消に取り組んできて、2008年12月、日本の会計基準はEUで採用されているIFRSと同等であると認められるまでにいたっている。

その後、IFRSの日本企業へのアドプション(強制適用:adoption)については、米国の状況変化や東日本震災の発生、国内産業の状況変化、日本独自の会計観等も斟酌し、その基準間の差異の課題、全面時価会計の導入に内在する課題、適用企業範囲、連結限定か個別拡大か、強制適用か任意適用かなどについての討議が続いている。

IFRS が世界で単一の会計基準となるためには、米国や日本の細則主義(rules-based approach)と異なり、原則主義(principle-based approach)であるので、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化するための概念フレームワーク(conceptual framework)の整備は欠かせない。今後、会計基準の国際的統合化の進展に伴い、概念フレームワークでの会計基準の統

合化は避けられない。その意味でも, IASB と FASB の共同による概念フレームワークの開発は 重要な意味を持つ。

これまで概念フレームワークの開発に当たって、米国では、1978年の概念書第1号を皮切りに順次概念書を公表、一方、1989年、IASBの前身である IASC は、会計基準の国際的調和を図るための基礎として、「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」(1989年概念フレームワーク)を公表している。2004年以降は、IASB と FASB は、共同で概念フレームワークの改訂作業を進めてきている。2006年には MoU に記載している。

2010年9月, FASB・IASB 両審議会は共同で見直した概念フレームワーク第1章「一般目的 財務報告の目的(Objective of General Purpose Financial Reporting)」と第3章「有用な財務情報の質的特性(Qualitative Characteristics of Useful Financial information)」を公表した。(『財務報告の概念フレームワーク2010』(Conceptual Framework for Financial Reporting 2010))。

FASB・IASB 共同概念フレームワークでは、財務報告の目的を、「現在および潜在的な投資家、貸付者およびその他の債権者が、資金提供する意思決定を行ううえで有用な、報告企業に関する財務情報を提供すること」と述べている。この文言から二つの特徴をあげることができる。一つは、財務報告が特定の所有者のニーズを重視するのではなく、幅広いユーザーのニーズに応えることを目的とすべき旨を明示したことである。二つめは、会計主体論としては、資本主理論(proprietorship theory, proprietor theory)ではなく企業主体理論(entity theory)に立脚することを明言したことである。これまでは、企業の所有者の観点から財務諸表を作成すべきだという資本主理論の立場に立っていた。FASB・IASB 共同概念フレームワークでは、企業自体の視点で財務諸表を作成すべきだという考え方が打ち出されている」)。

IASB と FASB の概念フレームワークでの会計主体論は、多くの論者により、またいろいろと異なった角度から展開されているが、その論点は、第1に、企業会計上、企業をどのようにみるかという「企業観」と、第2に、この「企業観」にもとづいて、会計的判断の最終的なよりどころをどこに求めるかという「企業会計の指導原理」の探求にある。

本稿は、FASB・IASB共同概念フレームワークで会計主体論が討議の対象になったことを機会に、かつて日本の会計学会でも会計主体論争が盛んに展開されたことがあることから、改めて会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項にあたる会計公準論、会計主体論の所説を分析し、国際会計基準の新しい概念フレームワークへの新潮流と重ね合わせて思考し、グローバル化の進展に対応した国際会計基準の新しい方向付けの課題、基準構築の基本的思考の在り方等について若干の考察を試みるものである。

Ⅱ 会計公準論

1 基本的解釈

会計主体に関する問題は、日本においては昭和30年前後に盛んに論じられた。それは、会計

公準論における企業の実体概念すなわちエンティティ概念をめぐっての論争であった。すなわち、エンティティ概念のなかには会計主体概念を模索しての論争であった。アメリカではエンティティ概念について、単に会計上の観点ないしは立場(view point or stand point)として理解する向きがあった。

会計公準(Accounting Postulates)とは、会計の理論的な基礎前提のことをという。すなわち会計公準は、それなくしては会計が成立しないという意味で、会計理論や実務の基礎をなす最も基本的な概念や前提事項である²⁾。

「会計公準」の原語である "Accounting Postulates" という言葉は、米国においては、ペイトン (W.A.Paton) によって初めて用いられたことばである。

彼は、①企業実体、②継続企業、③貸借対照表等式、④財政状態と貸借対照表、⑤原価と帳簿価値、⑥原価の発生と利益、⑦賦課の順序という7つの公準を掲げている。①企業実体の公準でいう企業実体そのものは、人(person)ではなくて制度(institution)であり、またはそれは独立の法人格を与えられているもの(たとえば株式会社企業)についても、与えられていないもの(たとえば組合や個人企業)も、さらには非営利企業についても認められるものである。彼は、企業実体の公準を第一の会計公準として掲げているが、その積極的な意図は、複式簿記や企業会計の技術的な構造を示すことよりはむしろ、企業それ自体の存在を企業会計上はっきり指摘しようとしたことにあると思われる。しかしながら、企業実体の公準についての彼の考え方のなかには、いわゆる会計単位としての企業実体の概念と会計主体論上の企業実体説にみられる企業実体の概念と混同されているといううらみがみうけられるという指摘がある³3。

日本においては、佐藤孝一博士が、「会計公準」という用語を初めて用いたと言われる⁴⁾。また、黒澤清博士もほぼ時期を同じくして、1950年の初期に「基本的会計コンベンション」なる用語を用いて、日本における会計公準論の口火を切られた⁵⁾。佐藤孝一博士は、「会計公準なるものは、企業会計の基本的な大前提をなすものであり、会計原則形成の基盤であり・・・すべての会計原則は、会計公準を基礎として形成されるべく、一切の会計手続は、会計公準及び会計原則を土台として執行されなければならない⁶⁾。」と一切の会計原則の成立の基盤もしくは前提であると述べている。さらに、「会計公準」なる概念の重要性を次のように力説されている。

「私見を以てすれば、いかに会計原則といえども、何等の基礎条件或は前提条件なしに成立し得るものではなく、そこには必ずや若干の基礎的前提条件が存在すべく、我々は会計原則自体の構造に着目するとき、それが極めて重大な幾つかの支柱或いは大前提によって支えられていることを発見するであろう。この支柱を我々は『会計公準』(Accounting Postulates)と名付ける。即ち会計公準は、会計原則と同じく企業会計における諸慣習より発達したものであるが、会計原則とは次元を異にする概念、即ち会計原則以前の問題であって、その成立の基盤となるものである。従って、会計原則を以て企業会計の基礎とすれば、会計公準はその最下部構造ということになる7。。

会計公準は「企業会計の理論形成上、とくに会計原則の成立のためにその根本的な基盤とな るもの」であり、しかも企業会計の理論構造は、会計公準を下部構造、会計原則を中間構造、 会計手続を上部構造として成り立っていると考えられる8)。会計公準は、一般に、①企業実体 の公準、②継続企業の公準(または会計期間の公準)、③貨幣的測定の公準の三つがあげられ 39)°

2 会計主体論としての企業実体と企業実体の公準(ビジネス・エンティティ)

会計主体論をあつかうとき、まず明らかにしておかなければならないのは、会計主体論にお ける企業実体と会計の基本前提ないし公準のひとつとしての企業実体の公準(ビジネス・エン ティティ)との区別である。前者は、一般的には会計の見地ないし立脚点といった意味をもっ ている。後者は、会計の対象または客体を限定するための技術的・形式的な概念で会計単位を 意味する。

企業実体の公準は、複式簿記的な記録計算技術が成立しうるための前提をなすものであって、 企業主とは区別された企業そのものの存在を想定するものである。複式簿記機構のもとでは、 出資者である企業主と企業そのものとが区別されなければ、財産=資本といった等式が成立し ない。会計単位としての企業実体の公準を計算技術的・形式的概念とみるのはそのためであ る100。黒澤清博士は、「企業会計の実践的基礎をなす3つのコンベンションとして、「企業実体」 (business entity),「会計期間」(accounting convention),「貨幣価値」(money valuation) を列 挙した。「企業実体」という概念を用いてはいるが、そこでいう「企業実体」と、会計主体論に おける「企業実体」とは、同じ entity concept であるが、問題の立て方が全く違っている¹¹⁾。| と指摘し、さらに「会計の理論的基礎構造として、資本主理論、企業主体理論のいずれをとっ たとしても、企業実体というというコンベンションをみとめる点では同じでなければならない| と会計主体論としての企業実体と企業実体の公準とを区別して論じている120。

会計主体論 Ш

1 会計主体論争

ギルマン(S. Gilman)のエンティティ・コンベンション論から端を発した日本における会計 主体論争は、資本主理論、企業主体理論のほかに、代理人説、経営者主体説、資金理論、企業 体理論、独立監査人主体説など、様々な主張が入り乱れて続けてきた。

会計主体論は、数多くの論者により、またいろいろと異なった角度から展開されているが、 その論点は、第1に、企業会計上、企業をどのようにみるかという「企業観」と、第2に、こ の「企業観」にもとづいて、会計的判断の最終的なよりどころをどこに求めるかという「企業 会計の指導原理」の探求にあると思われる。明らかにしておかなければならないことは、「企 業」という実体が. 企業主とは別個に存在していること. 「企業実体の公準」が計算構造的に認 められていなければならないことである。

企業会計の技術的な構造を形づくっている複式簿記機構では、企業をその企業主(資本主)から分離することによって、初めて「企業の資産」と「企業の資本」という概念が生まれ、両者の会計等式が成り立つ。この企業主(資本主)から分離された企業は、会計上「企業実体」と呼ばれ、複式簿記の技術的構造である基本的会計等式を成立させるのである。この概念は、個人企業や組合企業、あるいは一行商人であっても、複式簿記法がとられるかぎり常に存在する「会計単位」を意味するものにほかならず、会計主体論における「エンティティ」概念とは区別する必要がある¹³⁾。

会計公準の「企業実体」概念と会計主体の「エンティティ」概念は、2つの違った意味を持っていることが理解できる。前者は、企業会計の基本的なコンベンションつまり制度的会計公準としての「企業実体の公準」を意味するエンティティ概念であり、後者は、会計主体論における「エンティティ」概念である。わが国の会計主体論争について、山枡忠恕教授は、「わが国における会計主体論争がはなばなしさにもかかわらず、認識のズレを埋めきれないどころか、ますます混迷の度を深めつつあったのは、「会計単位」としての「エンティティ」語を直ちに会計主体の「ビジネス・エンティティ」概念と即断してしまったところにその原因の一つがあった。」と述べている14。

中村忠教授は、資本会計の立場からみると、企業主体理論には少なくとも3つの立場があると説明している。

第1は、自己資本をすべて株主持分とみるもの、第2は、株主持分と企業持分から成るとみる立場、そして第3はすべて企業持分とみる立場である 15 。

要するに、株主持分(stock equity,stockholders'equity)は払込資本だけに限られるのか、それとも利益剰余金も含めたいわゆる自己資本全部かという点である。前説をとるのが企業主体理論(entity theory)の立場、後説をとるのが資本主理論(proprietorship theory, proprietor theory)であるとされる。

上述の意味での企業主体理論をとる論者の代表として、黒澤清博士と番場嘉一郎教授をあげることができる。両教授とも、払込資本の部分は株主持分であるが留保利益の部分は株主持分ではなく、企業自体のものだと主張する。したがって両教授の持論から解すれば、いわゆる自己資本は株主持分と企業持分の二つに分かれることになる¹⁶。

2 原初的な資本主理論

企業規模が小さく個人企業または個人企業性格のつよい企業に適合する主体論であり、19世紀から20世紀初頭に生成した理論である。資本主理論(所有主理論とも呼ばれる、以下、資本主理論という)とは、会計の主体を資本主(株式会社の場合には株主)にもとめ、資本主のために資本主の見地から、すべての会計的判断を行おうとする立場をいう。企業を企業の所有主

の立場からとりあげ、所有主である資本主を企業会計の中心に位置づけ、会計上の概念や手続きをすべてこの所有主である資本主の持分に関連させて会計理論の体系化をはかるものである。この理論のもとでは、資産は資本主の所有に属する財産であり、負債も資本主が負担する債務とみなされる。したがって、資産と負債との差額は資本主に帰属する正味財産として規定され、企業資本の運動による価値増殖分つまり利益もまた、当然のこととして資本主持分を構成することになる¹⁷。

資本主理論を、①企業、②資産および負債、③利益、④会計の基本等式の4つの観点から特徴をみていくこととする。①の企業のとらえ方では、企業はその所有主である資本主に帰属すべきものと解される。②の企業の資産および負債に対するとらえ方では、企業の資産は資本主の保有するものであり、企業の負債も資本主が負う債務であると解される。③の利益に関しては、稼得された利益はその発生時点でただちに資本主に帰属すると考えられる。企業の資本主の見地に立つときは、企業会計の主目的は企業の資本主に最終的に帰属する財産在高の算定、あるいは正味財産の増加高としての企業利益の算定におかれる。④の会計に対する基本等式については、資本主に帰属すべき正味財産(純資産)の算定が重要なので、基本等式は資産-負債=資本(純資産)あるいは、積極財産(資産)-消極財産(負債)=純財産(資本)という資本等式で表わされる¹⁸。資本主の立場に立った資本主理論は、資本主資本と資本主利益の算定を複式簿記の目標とした14世紀にみられる。19世紀の著書を検討してみると、資本主概念が複式簿記の重要な要素であることがはっきり顕われてきている¹⁹。「誰がために利益が計算されるのか」という根源的な問題にゆきつく。

資本主理論は、現代の企業とくに株式会社企業には妥当しなくなってきている。その理由は、今日の株式会社企業においては、①所有と経営が分離し、企業はその所有主とは別個の存在となってきていること、②企業がそれ自体の法人格をもってきていること、③企業の規模や活動領域の拡張に因り公共的な性格の増大に伴い、利害関係者として資本主のみでなく債権者、従業員、国家、消費者なども含めなければならないことになってきていることなどである。したがって、資本主理論を適用できる会計は、個人企業や組合企業などのように資本主と企業とが直接的かつ密接に結びついている企業会計に限定されると考えられる²⁰⁾。すなわち、資本主理論は、個人企業とか組合企業に限定されるのが一般的な考え方である。一方、会社形態の企業においても、資本主理論が妥当するという主張がある。この場合には、会社はその所有主たる株主の集合体、あるいは、株主の代理機関と考えるのである。資本主理論は、企業を所有主集合体あるいはその代理機関とみる所有主集合体説および代理人企業説を含むものと理解されるのである²¹⁾。

伝統的な資本主理論の本質が、会計の目的は、資本主の純財産を決定し、その変動としての 資本主の利益を計算することである。当期純利益を資本金勘定に振替えるのは、それが資本主 の純財産の増加を意味するという会計目的観にあるとすれば、資本等式は、より普遍的な意味 において有効性を保持している。

今日多くの論者は、法人擬制説の立場に立ち、株式会社の払込資本と留保利益の合計を資本主(株主)の純財産とみなしている²²⁾。FASBの「財務会計概念ステートメント」第6号「財務諸表の構成要素」の包括利益(comprehensive income)がこれにあたる。日本の配当可能利益計算も、このような利益概念に基づいているといえる²³⁾。

3 IASB の会計主体論

村田英治教授によると、会計主体論の論点は、①持分論、②目的論、③観念論があるとしている。まず、①の持分論は、利益が最終的に誰に帰属するかという議論であり、②の目的論は、会計情報は誰のために作成・報告されるのかという議論であり、③の観念論は、会計情報は誰の観点から企業活動を表現すべきなのかという議論である。これまでの IASB の概念的枠組みでは、いずれも資本主理論にたっている²⁴ としている。

また、IASB は、負債は、マイナス資産(経済的資源を引き渡す義務)とする。貸借対照表を 重視している。負債と持分を区別し、資産 – 負債 = 持分としている。持分は資産から負債を差 し引いた残余持分で、全体が株主持分としている。利益・持分計算においては、企業自体の持 分というより資本主持分を計算している。これらの考えは、いずれも資本主理論の考え方とい える。

4 企業主体理論

会計主体論における企業主体理論の概念は、会計的判断の中心点を示すものである。会計として行われる「会計単位」として理解されるところのものではない。すなわち、会計的判断の焦点ないし会計行為の立脚点として企業主体理論を理解するものであって、経済的・実体的意味を有する主体概念なのである。

企業をして、資本提供者である利害関係者とは別個の、それとは区別された、それ自身として権利・義務の主体となりうる機構とみる。資本主理論が資本主を中心とする企業観をとるのに対し、企業主体理論は企業自体の独自性を重視するところに、その基本的な特徴がある²⁵。

会計主体理論を前述の資本主理論と同様に、①企業、②資産および負債、③利益、④会計の基本等式の4つの観点から特徴をみていくこととする。最初に、①の企業のとらえ方では、企業に出資する者もしくはそのオーナーとは別個の独立した存在であるとみなされる。②の企業の資産および負債に対するとらえ方では、企業それ自体が保有する資産または負っている負債であると理解される。③の利益に関しては、稼得された利益は企業に帰属し、それが配当の宣言によって処分されてはじめて、所有者たる株主に帰属する。それまでは、株主にとっては非債務的で潜在的な持分の増加を示すにすぎないと解される。④の会計に対する基本等式については、負債は、資本と同様に企業にとっての資本調達に関する一源泉とみなされる。ここでは、

資産=負債(他人資本) +純資産(自己資本) もしくはA(資産) = P(他人資本) + K(自己資本) という貸借対照表等式が重視される。また、負債と資本は、包括的に資産に対する請求権とみなし、いわゆる持分ととらえる。その場合には、資産=持分(債権者持分+株主持分)という等式が成り立つ²⁶。

資本主とは別個の存在をなす企業それ自体をもって企業会計の主体とみるわけであるから、 資産は企業の財産であり、負債もまた、資産から差し引かれるべき消極財産というよりは、む しろこの企業自体の資本源泉の一部であるとみなされる。

企業主と債権者、したがってまた資本と負債とは、本質的に同一の範疇に属するものとみなされる。利益についても、配当宣言がなされるかまたは現実に分配されるか、あるいはするまでは企業自体の利益とみなされることになる。

原初的な資本主理論にかわって展開されるにいたった企業主体理論も、企業の独自性を重視する点では共通するものの、理論内容は多様である。会計等式でも、総資産=総資本という等式で示される考え方にも、その基盤は企業主体理論的な発想がうかがえるにせよ、その根底にある考え方は当然に異なるはずである。いずれにしても、この企業主体理論は資本主から区別された企業の存在を重視するものの、企業という存在にあたえている性格に差異が含まれている。それらの理論に共通していえることは、企業のもつ社会的制度としての性格についての認識が、理論のうえに反映していないということである²⁷。

5 代理人理論 (agency theory)

代理人理論²⁸⁾ は、日本では、江村稔教授を中心に主張されているものである²⁹⁾。代理人理論は、企業が資本主または株主と区別されるべき人格をもつにせよ、本質的には、株主集団の財源の運用のための代理機関として機能する組織とみる。したがって企業の究極的な責任・権限の保有者は株主にほかならないとして、その見地から企業会計上の諸問題をとりあげる。資本主を重視する理論として広義の資本主理論にふくめることもできるが、原初的な資本主理論から企業主体理論への発展を媒介する位置にある理論ではなく、むしろ逆に企業主体理論への批判をとおしてあらわれた会計主体論とみなされる³⁰⁾。

代理人理論は、株式会社とその株主とが別個の存在であることを認めながらも、株式会社ないしその経営者を株主の代理人と考える。つまりその根底には資金の委託と受託の関係を置き、かつ委託者としては株主のみを考えている。株式会社は株主から委託された資金の運用代理機関である。したがって、会計報告の主体としては表面的には株式会社ないしその経営者であるけれども、そこでは、本人である株主の見地から代理人としての判断が行われていると考える³¹⁾。

中村忠教授は、代理人理論を資本主理論に含めている。受託者たる会社は、対外的には独立 主体として資産を所有し債務を負うが、株主に対しては独立性をもたないのであり、資産負債 の差額たる純資産は委託者たる株主に帰属するものとみるのである。したがって代理人理論は株式会社に適用された資本主理論であるといわれる。ただ会社は、対外的には株主グループとは別個の主体である点において、会計主体なのである。代理人理論といっても種々のものがある³²⁾。

番場嘉一郎教授は、代理人理論は、エンティティ説に含めている。番場教授は「会計の主体を資本主におく点では資本主説(資本主理論、() は筆者、以下同じ)と同じである。したがって会計主体説(会計主体論)としては資本主説(資本主理論)と同じ分類に入るが、資本主説(資本主理論)とは別個のビジネス・エンティティを認識した会計理論を打ち立てており、一種のエンティティ説である。むしろ、実質的理論構成は、エンティティ説に近い、通常のエンティティ説の変種と認めることが妥当である330。」と述べている。

代理人理論は、企業とその所有主とを直結して考えていない点で資本主理論とは異なっているが、会計的判断の基礎あるいはその指導理念を常に対資本主もしくは対株主との関係において考えている点で、資本主理論と共通した点をもっているといえよう。

新井清光教授は、「この代理人理論に対しては、資本主理論に対するのと同じく、今日の企業とくに株式会社企業が「企業それ自体」の立場を漸次強めてきており、また資本主のみならず他のいろいろな利害関係者グループを擁してきていることを考え合わせるとき、果たしてこの理論が現実に妥当するかどうか疑問を抱かざるを得ない³⁴。」と述べている。

経営学的見地ないし会計学的見地からするならば、企業が大規模化し高度化すればする程、法律上の所有関係はとにかくとして、現実には、企業のもつ株主集団だけに対する代理人としての性格は希薄になっていく一方であるかにさえ見える。したがって、そのような事情がまた、この代理人理論と交互に企業主体理論が執拗に頭をもたげてくる根拠の一つとなっているのであろう350。

今日の企業会計において会社法および税法では、企業の資産および負債はただちに株主ではなくて企業に属するが、しかし最終的にはそこでの法人としての存在はあくまで擬制とみなされ、企業は事実上、株主の集合体と解されている。その意味では、会社の存在を一応認めつつ、株主と取締役との間に、いわゆる委託・受託関係を前提とした代理人理論が、わが国の会社法および税法といった制度会計ではある程度説得力をもつといえよう。一方、企業会計原則においては一般に企業主体理論が前提とされている。そこではあくまでも企業独自の立場から会計に接近する考え方が色濃く反映しているからである。たとえば、昭和49年改正前の企業会計原則における資本剰余金の解釈に関して株主の出資以外にもかなり広く認められていたし、平成14年改正前の財務諸表等規則においてもつい最近までその他の剰余金という表現が用いられていたからである。60。

6 企業体理論 (enterprise theory)

企業体理論は、スウヤーネン(W.W.Suojanen)、日本では、阪本安一教授、高松和男教授などの所説にみられる。企業体は、所有権の問題をはなれて、資本主とは明確に別個の社会的存在であると規定される。かかる社会的制度としての企業体は、社会の利益となるような経済的成長と経済的発展とを目的とするものである。

スウヤーネンは、所有と経営とが分離された大規模なかつ公共的に所有された会社(publicly owned corporations)の出現によってアメリカ経済の性格が急激に変化してきたことが、今日一般に認められている。彼によれば、企業は、株主、従業員、債権者、顧客、政府機関等の企業参加者のために意思決定を行うセンター(decision-making center)とみなされ、そこでの経営者の役割は、存続成長という企業目標の管理者であり、また、企業参加者の請求権の調停者であるという³⁷。

また、彼は、経営者の役割について3点指摘している。①経営者は株主の代理人ではない。②企業体の管理者である。③経営者の職能は多くの利害関係者集団間の利害の調整である。また、企業体の性格について、企業体は、①それ自体の目的をもつ、②一つの有機体であると述べている³⁸。

黒澤清博士は、企業体理論の意義について、「近年、制度化された会社の社会的責任ならびに 社会的存在としての企業の本質について、もはや従前までの資本主理論およびそれよりも進歩 している企業実体理論のいずれをもってしても、とうてい説明しえないものが現われつつある ことを認めなければならない。こうした見地から新しい企業体理論が提唱されてきた。」と述べている³⁹。

企業体理論は、企業を「社会的制度」とみる企業観を土台としている。今日の株式会社企業が、単なる資本主の私的利潤の追求手段とされているのではなくて、公共的な性格を強くおびてきている事実を考え合わせる「企業観」である⁴⁰。

企業体理論における利益概念は、社会的総価値への付加価値の生産に結びついた収益の概念と、そのような価値創出を可能ならしめるために社会が企業に提供した投入高、すなわち生産のための費消に結びついた費用の概念とによって規定される関係にある。

企業体理論によるばあいには、株主や債権者の提供する資本用役も、これを企業の立場から みれば、生産目的達成のための社会的投入高を意味するところから、企業はこれに対して配当 ないし利子のかたちでもって価値配分を行うことになり、同様に従業員・経営者・国家などの 利害関係者集団に対しても、それぞれが企業の社会的責任の遂行に貢献しえた度合に応じて価 値配分が行われるものとみなされる。

企業体理論は、企業の社会的な役割、つまり社会的給付機能の面に基本視点をおく企業観を とり、その立場から企業会計の諸問題をとりあげられる⁴¹⁾。

堤唱者の一人である高松和男教授は、「企業体は、種々の利害者集団との社会関係において存

在するものであり、継続的に運営されていくところの、パブリックによって組織化された一つの社会的制度である。」と述べている。企業体は、これら多くの利害者集団の意思決定の中心であり、これら利害者集団から委託されて経営目的を達成しなければならないという社会的責任を負う。しかもこの社会的責任を遂行するために、企業体はそれ自身の権利をもつとされる⁴²。

企業体と利害者集団との取引関係は、また利害者集団への価値配分の過程でもある。多くの利害者集団の協働によって獲得された収益が、株主、債権者、経営者、従業員、仕入先、国家、企業体自身などの、あらゆる利害者集団に配分されるのである。利害者集団は、生産活動への参加と収益の配分との二つの仕方で、経営社会の構成員となる。この点では資本家も従業員も同等であって、資本的利益のみが追求されることなく、各々の利害者集団の調和をはかりつつ、価値配分が行わなければならないと主張される⁴³。

企業体理論に対する所説に対して、疑問視もしくは批判的見解がある。山枡忠恕教授は、「現実に、企業は各種の利害関係者集団との結びつきにおいてのみ存在しうるものであり、また各種利害関係者の利害の調整をはかることなしには企業の存続はありえないものであって、そのような見地からの企業観をとる企業体理論は、そのまま公表会計制度それ自体の課題とのあいだにも合理的な適合関係を認めうるが、そのままのかたちでは現行の公表会計制度の全面的な解明基盤としては適合しない。企業体理論が強調するように、企業は社会的給付機能を遂行する制度としての経済活動体であり、それが各種利害関係者集団のむすびつきのうえに存立していることも事実であるものの、多面において私的所有関係を基盤にした資本主義企業としての本質を無視してしまってはならない⁴⁴。」と述べている。ほかにも、会計主体論は誰が誰のために会計を行うのかという問題が出発点となっているが、企業体理論は、この目的合理性の問題を克服できないなどの批判もある⁴⁵。

7 持分会計論からみた企業体理論

持分(equity)概念は、ペイトン(W.A.Paton)が複式簿記機構の説明を資産=持分という会計等式にもとづいて行って以来展開されてきている。

第1は、資産に対する請求権をもって持分とする。負債であれ、自己資本であれ、いずれも 資産に対する請求権である点を重視し、貸借対照表の貸方を統一的に把握しようとする。請求 権の履行の優先順位によって、前者を債権者持分、後者を株主または所有者持分と区分する。 この見解のもとでは株主または所有者持分の増分が利益とされる。

第2は、いわゆる企業体理論で展開された持分概念で、企業体と利害関係者との取引関係を 重視し、企業体との取引を通して企業体に流入する資産の源泉を持分とする第1の見解と同様、 貸借対照表の貸方を統一的に把握しようとする。

第3は、企業資産に対する請求権をその履行の序列によって分類し、優先的地位を持つ請求権たる負債とは区別し、資産から負債を控除した差額に対する株主ないし所有者の残余請求権

を持分とする見解である46)。

FASBの「財務会計概念ステートメント」第6号「財務諸表の構成要素」で、営利企業の財務諸表の要素として挙げられたものは、①資産、②負債、③持分、④所有者による投資、⑤所有者への分配、⑥包括利益(comprehensive income)、⑦費用、⑧収益、⑨利得、⑩損失の10要素であった。

ここでは、②負債と③持分とが切り離されている。ここに持分は純資産を意味する。負債を控除した後に残るエンティティの資産に対する残余持分(residual interest)であり、営利企業においては所有者持分(ownership interest)である⁴⁷。

会計上の持分概念を純資産に限定する議論に対して、アメリカ会計学会『会計財務諸表に関する会計および報告基準』(1957年改訂版)は、持分とは、資本主(株式会社の場合は株主)の請求権を表す株主持分と、債権者の請求権を表わす債権者持分となることを指摘している。

また、黒澤清博士は「近代企業の会計において、持分の概念を、純財産すなわち自己資本の 範囲に限定することは狭すぎる。自己資本ばかりでなく、負債をも持分として認識することが、 今日では会計理論上においても実務上においても承認されるにいたっている⁴⁹。」と述べてい る。

持分概念を、自己資本のみでなく負債をも含むより広い概念として理解し、したがって資本会計という場合には、たんに自己資本会計の問題のみならず、いわゆる負債会計をも含むものであることを認識しなければならない⁴⁹⁾。いわゆる、企業体理論においては、「持分」の概念は、企業体にたいする利害者集団の「利害」とみるのである。企業体を取り巻くすべての利害者集団が、企業体にたいして「利害」をもつのであり、いわば企業体に関与するすべての利害者集団が、企業体との持分関係を有することになる⁵⁰⁾。種々の持分関係がみとめられるということは、債権者持分、株主持分、企業体持分、取引先持分、従業員持分、国家持分などまで広げることができるということである。取引先持分では、仕入先持分としての買掛金、支払手形、得意先持分としての前受金、前受収益、従業員持分としての未払給料・賃金、退職給付引当金、国家持分としての前受金、前受収益、従業員持分としての未払給料・賃金、退職給付引当金、国家持分としては、納税引当金、未払税金などが考えられる。資本取引から生じた企業体持分として、企業体自体に帰属するにいたる。払込剰余金、贈与剰余金、評価剰余金、留保利益からなる企業体持分、積立金(事業拡張積立金、新築積立金、利益準備金など)、引当金(企業体持分として認識される)減価償却累計額は、企業体の力の源泉として機能している部分である。減価償却は、直接法でも内部留保されるわけで企業体持分としてみとめる主張である⁵¹⁾。

8 資金理論 (fund theory)

資金理論はヴァッター(W.J. Vatter)によって提唱されている。彼は、資本主理論と実体理論の両説ともに欠陥があるという。両理論とも企業そのものを人格化した立場からみるところに弱点があり、会計理論に人格的な意味を含めることは、客観性を見失うおそれがあるとして、

これら両理論をすてて新たな「資金理論」を展開する。

彼は、「資金説の観点は、企業主体説(企業主体理論)を延長したようなものであるが、会計の諸問題を処理するにあたって人格的な考え方はあまり用いず、大いに『統計的』観点を強調するものである。資金説(資金理論)では、会計の基盤は資本主でもなければ会社でもない。一組の諸勘定が関係する持分の領域は、法律的な組織形態とは独立したものである。会計単位の領域は、一群の資産、およびそれらの資産が用いられる一連の諸活動もしくは機能によって限定される。そのような一団の資産を資金と呼ぶ520。」と説明している。

これまでの資本主理論や企業主体理論のように、企業観の中にある種の人格的な要素を入れているのに対して、企業を単に資金の集合体とみて、その資金の動きを経済的・統計的にとらえることが狙いとなっている。それゆえ、資本主理論が個人企業や組合企業に適合し、また企業主体理論や企業体理論が株式会社企業に適合するといった「理論の限界」はこの資金理論にはなく、個人組合や株式会社企業のみならず、官庁、非営利団体などすべてにあてはまる理論とされているところに特徴がある⁵³。

9 支払利息および配当金の会計処理

債権者に対する支払利息と自己資本提供者である株主に対する支払配当金の会計処理の取り 扱いでは、資本主理論と企業主体理論では異なったとらえ方となる。

資本主理論においては、所有主持分すなわち純資産の運用による成果を期間損益とみなす。 同じ資金調達コストであっても、支払利息は期間損益計算の構成要素となる費用項目、支払配 当金は期間損益が確定した後の所有主への分配項目として計上される。会社が獲得した利益は すべて計上された時点から株主に帰属すると考える。

資本主理論においては、企業実体を会計単位として、負債(支払利息)と株主持分(配当金)の区分を重視したうえで、株主持分の本質を残余財産請求権すなわち純資産全体ととらえる⁵⁴⁾。

企業主体理論においては、企業は出資者とは別個の独立した存在であり、出資者は企業の利害関係者集団の1つにすぎないととらえる。すなわち企業体の見地から、すべての会計判断を行おうとする立場をいう。企業の資産は「企業それ自体」によって所有され、またすべての負債および資本は企業自体の債務であると考える。さらに、会計上の利益にかんしても、「企業それ自体」の利益としてとらえ、利益処分によって株主に配当されるまでは、企業体自身に帰属する利益とみる。

企業主体理論において、株主は株式会社の内部構成員であり、債権者は外部者として位置付けられる。外部者である債権者に対する支払利息は費用であり、内部構成員である株主に対する配当金は利益処分と考える⁵⁵⁾。

企業主体理論は、企業それ自体の独自性を重視する点では共通するものの、理論内容は多様である。負債と資本は企業の資本調達という面で同一視される結果、負債利子も配当と同じく

資本コストたる費用とみなしたり(H.Nicklisch),あるいは逆に負債利子も配当も同じく利益処分の一種とみなす(W.A.Paton・A.C.Littleton.)など見解は分岐している⁵⁶。

ペイトン (W.A.Paton) は、資本主理論を批判して、「現代の企業組織の状況下で、全く不十分な会計理論である。」と述べ、その状況とは、証券の特殊化によって、株式会社が多数の多種多様な投資者の資本を一つの事業に集め、巨大な経済的単位に結合する装置になったということを意味し、このような状況下では、社債権者等の長期債権者の持分は、資本提供者として株主と同等である。損益計算書上、社債利息等も利益処分として表示することを強く主張している⁵⁷。

現行の会計制度では、企業主体理論を前提とし、利益計算は一般に株主への報告を予定して 行い、配当金は利益処分として処理されている。

企業体理論においては、企業体と利害関係者との関係は、すべて取引関係としてみられ、かかる取引関係をつうじて、利害者集団は企業体の構成員となるのである。取引関係をつうじて利害者集団にたいして価値配分された部分は企業体における費用と認識する。したがって、仕入先に支払われた商品の仕入原価、従業員の賃金給料、各種の用役担当者にたいして支払われる料金などはもちろん、他人資本利子である支払利息や自己資本利子である配当金なども、すべて企業体の費用となる。経営者賞与も国家にたいして支払われる税金もすべて企業体の費用として理解される5%。

これらの費用は、その提供者からみれば、彼らの所得・収益の源泉である。ゆえに、各種の利害者集団は、企業体にたいして財貨用役を提供し、それに応じて所得の配分、いいかえれば収益の配分にあずかるのである。したがって費用とは、利害者集団への企業体があげた収益の配分であり、配分後の留保利益は企業体に帰属すると認識する⁵⁹。

Ⅳ アンソニー財務会計論考察

アンソニー (R.N.Anthony) は、米国における著名な会計学者である。彼の『財務会計論』 (1984) は、佐藤倫正教授の翻訳によって紹介されている⁶⁰⁾。以下の概説は、佐藤教授の翻訳書 によるところが大きい。

彼の財務会計学説から、支払利息(負債利子)と配当金(持分利子)の会計処理に関する考え方、収益から持分利子を控除した純利益は、企業体自体の持分であるエンティティ持分として帰属させることの妥当性について会計学的分析をとおして考察してみたい。

FASB の概念フレームワークにおいては、資本主理論は依然として優勢であることもあり、今後の国際会計概念フレームワークの議論の行方を占う上でも、アンソニーの財務会計学説を分析することは有意義である。

本稿では、これまで所有主観を資本主理論、エンティティ観を企業主体理論の呼称で統一してきた。ここでのアンソニー所説の分析では、所有主観(資本主理論、() は筆者、以下同

じ)、エンティティ観(企業主体理論、() は筆者、以下同じ)と表示していく。

1 株主持分とエンティティ持分

1930年代に財務会計の焦点は所有主観(資本主理論)からエンティティ観(企業主体理論)へと移行した。所有主観(資本主理論)はかなり最近まで支配的な会計思考であったが、今日では大多数の著者はエンティティ観(企業主体理論)を支持する。すなわち、企業はその所有者から独立して存在し、その株主は資本たる資金の一つの源泉であるというとらえ方をする。エンティティ観(企業主体理論)の優越性は文献の上では一般に認められているものの、現代会計実務は依然として所有主観(資本主理論)にかなったものである。その基本的な会計等式は、資産 – 負債 = 所有主持分、すなわち、所有主持分は資産と負債との差額から出てくる。会計はこの差額の会計期間中の変化を測定することに焦点を合わせる。エンティティ観(企業主体理論)のもとでは、会計等式は、資産 = 持分となる。すなわち、所有主持分は他の形態の持分以上に際立たされないことになる⁶¹⁾。

会計主体がその所有主から区別された組織とみなされるならば、資産を所有するのは所有主ではなく当該主体であり、外部者への返済義務を負うのは所有主ではなく当該主体である。それゆえ当該主体の貸借対照表が報告すべきは、その所有主の財務的権利ではなく、当該主体の財務的権利である。

主体の観点に立てば、貸借対照表の貸方側は主体の資金の源泉を、借方側は資金が投下されている形態を報告する。貸借対照表等式は、資産=負債+株主ではない。むしろ、資産=資金の源泉なのである。利益は主体自身によって稼得されたのであって、株主によって稼得されたのではない 62 。

アンソニーのエンティティ観(企業主体理論)では、負債と資本の同質性が強調される。独立したエンティティとしての企業は、資本主から独立して存在し、資本主である株主は資金の源泉の一つにすぎないととらえる。貸借対照表の右側は、①負債、②株主持分、③エンティティ持分の3つの部分から成る。これらを総括して、資金の源泉(sources of funds)と呼び、貸借対照表等式を資産=資金の源泉と示す。

FASB の概念ステートメントは、この株主持分を単に持分と呼び、純資産すべてを株主持分ととらえている。これに対し、アンソニーは、FASB がいう持分は、株主持分(shareholder equity)とエンティティ持分(entity equity)に分けるべきだと主張する。貸借対照表上の純資産を株主持分と企業持分に分ける考え方は、米国や日本の黒澤清博士や番場嘉一郎教授にもみられる見解である。その場合、払込資本が株主持分で、留保利益が企業持分とされる。企業体理論においても企業持分を肯定する理論である。

2 利子コスト観

アンソニーは、利子は資金を使用するコストととらえる。持分利子は株主持分資金を使用するコストである。借入資金の利子、負債利子(debt interest)は、今日、コストとして認識されているが、持分利子(equity interest)はほとんどの場合コストとして認識されていない。負債利子も持分利子も、ともに資金を使用するコストを表すので、利子という用語を無修正のまま、それら双方に用いることにする。いわゆる利子は、一定期間にわたって資金を利用するコストであると論じている⁶³。

負債利子と同様に、株主が提供した資金に対して支払う持分利子のいずれも損益計算上は費用として処理されるべきという。また、持分利子の未払分は株主持分に加えられるべきだという。彼のいう株主持分は、払込資本に未払持分利子(unpaid equity interest)を加えたものから成るといえる。もう一つの構成要素であるエンティティ持分は、企業自身の活動によって生み出された利益から分配された額を差し引いた累積額である⁶⁴⁾。

3 株主持分と主体持分の分離

負債利子を費用とみなすか利益の分配とみなすべきかは会計主体論の重要な争点であった。アンソニーはエンティティ観(企業主体理論)に立ちながら,負債利子を費用とし,さらに持分利子も外部資金を利用することから生じる費用であると論じた。これは株主の浮動化現象が生じている現代の資本市場の実態をとらえている。所有と経営が分離した大企業では,持分による資金調達は外部資金源泉として負債による資金調達と代替的関係に立つ。企業の側からみればともにコストがかかるととらえるのが現実的である。そこで彼は,株主持分に対して一定率の利子コストを認め,それを負債の未払利息のように扱い,株主持分に加算するよう提案する。配当があればその未払額は減少する。これによって,株主持分は残余としてではなく独立に測定されるようになる。主体持分は純粋に利益の累積額であり,これが最終の残余である。彼は,エンティティ持分は総資産から負債と株主持分の合計を差し引いた差額としてとらえる。

この提案は貸借対照表の貸方の新しい分類を伴う。いわゆる現行の株主持分を、限定された 株主持分と主体持分に分けるところにある。株主持分と主体持分を分離することによるメリットは、そこにステークホルダーの持分が反映されるところにある。

彼は、貸借対照表の貸方を資金源泉ととらえる。負債と株主持分は外部資金源泉であり、主体持分は内部源泉ととらえる。外部資金源泉からの資金にはコストがかかる。これが利子コスト会計の基本的前提である。

彼は、資金という用語を頻繁に用いるが、資金の定義はしていない。広く資源と考えているようである。アンソニー財務会計論を資本会計論として読むこともできる⁶⁵。

4 アンソニー型のエンティティ理論と日本企業の風土

アンソニーのエンティティ理論が提唱された時期は、米国において「経営者資本主義」(managerial capitalism)が現出した時期と符合する。すなわち、20世紀中頃、所有の分散によって株主の監視能力は弱まり、専門的経営者が多くの大規模公開会社を支配した。しかし、近年、零細投資家による所有の分散は機関投資家による所有の集中に転じ、「投資者資本主義」(investor capitalism)に取って代わったという⁶⁶。

アメリカでは、あまりにも株主重視の傾向が強いので、それを緩和する説として、主体その ものを重視する彼のエンティティ理論を唱えたほどである⁶⁷。

村田英治教授は、日本企業の実態には、アンソニー型のエンティティ理論が適合する面があると指摘する。その代表が、伊丹敬之教授の提唱する企業類型化のうちの人本主義企業である。人本主義とは、人を経済活動の最も本源的かつ希少な資源として重んじる考え方である。人本主義企業は、従業員主権の企業であり、ここで、従業員とは経営者も含み、長期的に企業にコミットするコアメンバーをいう。会社法上の所有者は株主であるとしても、日本企業における実質的な所有者は、従業員であるという議論である。伊丹教授によると、人本主義企業では、情報、付加価値、意思決定が少数の人に集中することなく、これを分散させることにより、従業員の間の公平感を維持している。これによって組織全体のパイを大きくすることに注力し、成長志向的な企業行動に人々が協力する仕組みができあがっているという⁶⁸。

伊丹教授の所説をここでの議論に置き換えると、米国企業には代理人理論が当てはまるが、 日本企業にはアンソニー型のエンティティ(企業主体理論)が適合することになるかもしれない。この所説は、元来、日本企業が伝統的に尊重してきた経営思想である。日本企業には、アンソニー型の企業主体説が適合する企業風土、経営観が長い歴史の中で育まれてきているといえるのではないだろうか。

V 株式会社の企業観

1 会社は誰のものか

近代的な株式会社制度が確立したのは19世紀半ばで、1856年に英国で株式会社法ができる。それを独、仏、米国、日本も輸入して、世界中に広がっていった。会社は誰のものか、本来、株式会社とは一体何かを問うことは重要なことである。バブル崩壊以降、企業スキャンダル続出、倒産、経営破綻、内部告発等が増えた。バブル崩壊以降、不良債権を抱えた銀行や経営破綻した会社は、誰が責任を負ったのか、公的資金が投じられたのだから国民が責任を負ったことになる。株主の有限責任のツケを国民が負担したことになる。2001年には、米国では売上全米7位のエンロン、2002年には、全米5位のワールドコムが倒産した。粉飾決算をして株価をあげていた。2006年、会社法が成立し、日本の株式会社は300万社に上り、資本金1円の株式会社も可能となった。株式会社の考え方が変わった。資本充実の原則からいえば、1円株式会社

の制度化は、株式会社の原理を否定したものともいえる。1970年頃から、機関投資家が会社を支配する時代になっていった。米国は機関投資家支配に、日本は法人による株式の相互持合いの構造の上に立って経営者支配が確立したといえる。株式会社の発展の150年間の歴史において、近年さまざまな形で株式会社の矛盾が現れてきているといえる。米国の機関投資家は、短期的な利益を求める傾向がある。成果報酬、短期的な視野での要求が強くなっており、経営者に圧力をかけていく。「会社は誰のものか」という問いかけ対して、法律学では、会社の実質的な所有権は株主となり、経済学では、会社の存在目的とは利潤の最大化、その利潤は株主に帰属するとされる。今日、会社の社会的責任が唱えられるが、株主は、法律上有限責任を負うにすぎない。株式市場は投機的な傾向をますます強めているし、会社の経営方針にしても、株主が単独で決められるものではなく、経営陣、社員、顧客の総意によって決まっていくのが現実である⁶⁹。

繰り返すが、「会社は誰のものか」と問えば、当然のことながら、所有の観点からいえば株主のものとなるが、本当に株主だけのものかという命題と、もう一つは逆に日本の場合は株主がないがしろにされている実情から、ひるがえって、実は株主のものではなかったのかというところの両説がせめぎ合っているともいえる⁷⁰。

株式会社の企業観に2つのとらえ方があるといわれる。1つは、シェアホルダー・キャピタ リズム(株主資本主義)という考えで、米国、英国型といわれる。会社は株主のもの、経営者 はその株主から経営を任されている。経営者は株主の利益を最大にするように努力しなければ ならない。そうでなければ経営者は解任されるし、会社自体が乗っ取られる。2つめが、ステ イクホルダー・キャピタリズム (利害関係者資本主義) という考えで、独、日本型といわれる。 会社は株主だけのものではなく、多くの利害関係者のために経営されなければならない。利害 関係者には従業員やその家族、消費者、資金の貸し手としての銀行などもある。株主はその利 害関係者の一つでしかないというとらえ方である71)。会社が株主のものであるという株主主権 の考え方が強くなってきたのは、米国ではレーガン政権、英国ではサッチャー政権が新自由主 義政策を打ち出してから以降である。1970年代から80年代にかけて新自由主義政策が英米主導 のもとに、新たな経済イデオロギーとして世界に浸透していった。新自由主義政策は、大幅な 規制緩和をして、個人の制約をなくし、個人の自由度を高めようという考え方がある。とくに 金融・経済面においては、金融ビッグバンなどの規制緩和が進められた。いわゆる「グローバ ル金融資本主義 | 体制が構築され始めたのである。金融資本が国境を超えて自由に取引される ためには、各国固有の様々な金融規制を取り除いていく必要がある。それが世界に吹き荒れた 「構造改革」の背景であった。1990年代に入って、日本型の資本主義がバブルの崩壊後、10年以 上にわたって低迷を続けていたのにたいして、米国型の会社経営は、活発な企業買収活動を通 して、株主による経営のコントロールを強めることにより未曽有の好況を維持していった。日 本企業は、その後、競って米国型経営の導入に努めるようになった。たとえば、市場原理的な

会社経営, 人事評価を年功序列や終身雇用を改めて成果主義を取り入れ, 短期的な利益を求め, 長期的な経営戦略や視点が弱くなる事態が起きていった。

米国を発信地とするグローバル化の波のなかで、一時は、米国が標榜する株主主権論がまさに「グローバル標準」の位置を占めたかのように思われた⁷²⁾。

近年、カネ(資本)で買えるモノよりも、カネ(資本)で買えないヒト(従業員)のなかの知識や能力の方がはるかに高い価値をみいだすポスト産業資本主義が進行し、カネ(資本)の重要性が急速に下がっていくという主張がある。このポスト産業資本主義においては、利益の源泉は「違い」を生み出すことができるのは「人間」であるとし、人間の知識、アイデア、企画力、創意工夫、意外性などの知的資源が「違い」を生み出していく原動力となると考えるのである。この動向は、当然、会社にたいするカネ(資本)の究極的な提供者としての株主の重要性が、会社のなかで急速に低下していくことを意味する。そして、そのことは、会社とは株主のものでしかないという米国的な「株主主権」論の正当性が疑われ始めているということを意味するといえる。ポスト産業資本主義の時代に入って、「会社は誰のものか」という問いを、再び問わなければならなくなっているである。で買えないとうに、会社とは株主のものでしかないという米国的な「株主主権」論の正当性が疑われ始めているということを意味するといえる。ポスト産業資本主義の時代に入って、「会社は誰のものか」という問いを、再び問わなければならなくなっているである。

会計主体論を今一度俎上にのせ「企業支配の実施的な主体は誰であるか」という支配論・主体論を手がかりに、企業実体と会計主体との関連を再吟味することである。この両者の関連を通してのみ、コーポレート・ガバナンス論の新しい方向性を見出すことができるものと思われる。コーポレート・ガバナンス論は、企業経営者の意思決定・行動をいかに監督しチェックするかという問題と、企業を取り巻くステークホルダーの利害をいかに調整するかという問題に集約される⁷⁴。

コーポレート・ガバナンス論が目指すものは何かといえば、それは「会社は誰のために存在 しているのか」という基本的な疑問に答えることにある⁷⁵。

2 株式会社の二階建て構造

株式会社の所有関係の特色について、岩井克人教授が提唱する株式会社二階建て構造説によって考察してみる。会社を二階建て構造にみたて、二階部分は、株主が会社をモノとして所有しているとし、一階部分は、その株主に所有されている会社がヒトとして会社資産を保有しているという関係で見ていくのである。会社とは二重の所有関係の組み合わせによって成立している組織である。

米国的な会社のあり方も日本的な会社のあり方も、会社というものがそもそも持っている二階建て構造の、それぞれ二階部分と一階部分のどちらを強調するのかということの違いでしかない。会社は株主のものでしかないという株主主権論は、本来二階建ての構造をしている会社という仕組みの二階の部分のみしか見ていないのである。米国型の会社は、この二階部分を強調した会社のあり方である。逆に一階部分に注目すると、会社のヒトとして役割が際立って見

える。会社は、株主から独立した存在としてさまざまな資産を所有し、多数の従業員を雇い、 いろいろな取引先と契約を結び、銀行から融資をうける。実際の経済のなかで、ヒト以上に活 動している。会社の持つヒトの面を強調するのが日本型会社のあり方にほかならない⁷⁶⁾。

歴史的に、米国的な会社といっても、第一次大戦前後には日本的な会社の要素を持っていた 時期があった。一方、日本的な会社といっても、日本の歴史をみれば、1920年代から1930年代 は、非常に株主の力が強く、きわめて株主主権論的な会社のあり方をしていたことが分かって きている。一つの国であっても、そのときどきの歴史的な状況、文化的な背景、あるいはイデ オロギー的な雰囲気、そしてもちろん経済的な効率性などさまざまな理由によって、あるとき は二階の部分が強調され、あるときは一階の部分が強調される。それぞれの国なり地域が、そ のときの時代やそれまでの歴史、文化的背景、イデオロギー、そして経済的効率性に応じて選 んだ「かたち」にすぎないということである。

会社はヒトとモノの両義性を持っていることが本質的な役割を果たす。会社の価値とは、一 つではなく二つあることを意味している。モノとしての会社の価値と、ヒトとしての会社の価 値である⁷⁷⁾。

資本主義の中核をなすのは、法人としての会社である。その会社を実際に動かしていくため には、経営者の存在が絶対に不可欠である。経営者は、会社と信任関係にあり、会社の目的の ために自己利益の追求を抑えて行動する義務を負っている。つまり自己利益の追求を原則とし ている資本主義が、その中核に倫理性を要求するという逆説がここにある。

米国では1980年代以降、非常に顕著になってきているのが株主資本主義である。極端にいえ ば株価資本主義が主流のように思われている動向に危機感を抱く人は少なくない⁷⁸。資本主義 とは、いうなれば、その中核の部分で人間が倫理的であることを必要としている社会体制とい えるのではないか。

3 日本型経営の伝統

欧米も、近年、この「自己規律」の大切さに気づき始めている。「企業の社会的責任」(CSR) を重視する潮流である。エンロンやワールドコムのような不祥事が相次いだことへの反省から、 企業は社会的責任を自覚しなければならないという形で始まった。実は、日本においては、遙 か昔から「日本型 CSR」と呼ぶべき, 素晴らしい「社会責任」,「社会貢献」の思想があった⁷⁹。 日本資本主義の最高指導者と称される渋沢栄一は、「道徳経済合一主義」を主唱し、かつ実践し た。それは、儒教の仁・義・礼・智・信の道徳を至上命令とし、経営理念をこれによって規制 しようとするものであった。渋沢栄一のこの指導理念には、社会奉仕の理念も、社会的責任の 理念も包含されていると解することができる800。

ドラッカー (P.F.Drucker) は、渋沢栄一について、「彼は世界のだれよりも早く、経営の本 質は「責任 | ということを見抜いていた | と高く評価している81)。

渋沢栄一の「右手に算盤、左手に論語」、住友の家訓である「浮利を追わず」、近江商人の「三方よし」という言葉に象徴されるように、「企業の社会的責任」を論じる思想は、商取引というものは当事者である売り手と買い手の幸福だけではなく、取引が行われる場である社会全体のことも意識しなければならないものであった。「三方よし」とは、売り手よし、買い手よし、世間よしという思想である。地域や従業員、取引先も含めて社会と共存共栄して成長していく、というのが日本型経営の基本であった。短期的な利益よりも、十年先、二十年先の長期的発見を目指し、お互いに信頼関係を維持しながらともに成長していくという思想があった80。

日本では、「自律的規範」や「自発的使命」によって仕事に取り組んできた。「働く」は「傍を楽にする」であると語り継がれてきた。経営の神様といわれた松下幸之助は、日本型経営を 象徴するつぎの三つの言葉を残している。

①企業は、本業を通じて社会に貢献する。②利益とは、社会に貢献したことの証である。③企業が多くの利益を得たということは、その利益を使って、さらなる社会貢献をせよとの世の声である。

この言葉の中でも、③の言葉は、日本が世界に誇るべき素晴らしい言葉だと思う。日本においては、利益追求と社会貢献を並べるならば、どちらが究極の目的であるかは明らかである。日本企業においては、利益とは、あくまでも社会に貢献するための手段であるという思想が明確に存在している。

戦後,米国型経営が日本に入り込み,多くの経営者は日本の優れた経営思想を放棄してしまったように思う。日本型経営においては、こうした企業の倫理観、社員や経営者の倫理観というものを大切にしてきた。しかし、この文化が次第に失われていき、企業の「社会的責任」は、コンプライアンス(法令順守)といった、極めて水準の低い話になってしまっている⁸³。

利益とは、社会に貢献するための手段であるという思想を基底にもつ日本の優れた経営思想からみると、これまで分析してきた会計主体論にもっとも理論的に近い考えとは何か。それは、企業体理論とアンソニーのエンティティ観(企業主体理論)ではないだろうか。この両者を比較してみると、企業体理論の方は、利害者集団として、株主、債権者を始め、国家までをも含めて経営社会の構成員としてとらえているところに特徴がある。国家までを含めて私的企業の構成員に拡大する考え方は、私的所有関係を基盤にした資本主義企業としての本質を超えてしまう懸念を抱かざるを得ない。これに対して、アンソニーのエンティティ観(企業主体理論)は、株主とは別に企業体持分を明確に打ち出しているところに特徴があり、日本型経営観に近いとらえ方ではないかと考える。

Ⅵ 企業会計グローバル化の課題

1 会計主体と企業会計グローバル化の軌跡

20世紀に入ると、米国での会計原則の制定の機運がみられ、会計主体論的には、これまでの

主流であった資本主理論から企業主体理論的立場にたった議論がみられるようになった。1929 年の大恐慌後に設立された証券取引委員会は、投資家保護の立場上、資本主理論の立場をとっ ていたものの、その後、1973年に会計士団体から独立した FASB が設立され、そこで採択され た会計基準は、基本的には、一般に認められたものであり、株主という特定の利害関係者の立 場ではなく、すべての利害関係者の利害を調整する企業主体理論的立場の会計が確立された。 FASB が設立された1973年の頃は、国際間の資本移動が非常に盛んになっていた。各国間の会 計基準の統一化し、調和させようとの機運が醸成されていた。FASB 設立と同年に、先進主要 国の民間の会計士団体が集まり、IASC を発足させた。IASC は、IAS を作成し、これが世界的 に承認され、遵守されることを促進し、世界各国の会計基準・手続きの改善と調和に向けて活 動することを目指してきた。その為に、比較的に各国が準拠し易い項目をとりあげ、1975年か ら個別的に基準を発表してきた。ただ、IAS は当初強制力がなく、各国は参考としながら、そ れぞれの国の会計基準に準拠していた84)。

IASC は2001年に IASB に改組され、高品質・透明性・比較可能性をもった財務諸表を要求し、 かつ実行可能な単一の会計基準を開発することを目指してきた。各国の会計基準のコンバー ジェンスは、FASB と IASB が公表する会計基準への統合化として顕在化する。FASB は、SFAC (財務会計概念書: Statement of Financial Accounting Concepts) を公表し、IASB は、IFRS を公 表してきた。会計主体論的には、IASB のそれは IASC のそれより企業主体理論的となったとい われる。

2002年9月, FASB と IASB は、合同会議を開催し、両者の会計基準の互換性をより一層高め るために合意し、2008年までの両者の会計基準に係るコンバージェンスのロードマップを示し ている。また、EUは、2005年から、域内の上場企業の財務諸表に IFRS の適用を義務づけ、外 国企業にも2011年からの適用を方向づけている。目下、各国は自国の会計基準を IFRS にコン バージェンスさせる方向で動いている。

第二次世界大戦後の米国経済を支えていたのは自動車産業を中心とする製造業であった。し かし、1970年代から1980年代にかけて、これらの製造業の生産性が全体的に低下しはじめた。 このような経済構造の変化に応じて、製造業は、M&A によりこの窮地を乗り切ろうとする傾 向が多くなった。他方.投資ファンドは,不動産,株式等の市場に過剰な資金が流れ込み,各 分野でバブルが引き起こされた。製造業も、製造の為に資金を長期的な設備に用いるより、金 融市場で投機的に運用するようになり,さらに多額な資金が金融市場に流入していった。これ はまさに、資本・労働・土地の生産三要素により物づくりをするいわば実体資本主義に対して、 金融資本主義と呼ぶに相応しい情況の出現である850。

グローバル化といえば米国化といわれるほど金融資本主義が進んでいった。これは株主中心 主義、株主価値最大化を意図した動きといってよい。各企業の有価証券が時価で示され、それ が株価に反映されていれば、投資ファンドにとって好都合である。株主側から、より厳密には 証券市場の側から企業に求められていくのは、①透明性、②公開性、③社会性である。この金融資本主義的情況が進展するにつれて、20世紀末頃まで主張されてきた資産評価の原価主義が根底からゆさぶられるようになっていく。米国では1980年代の貯蓄貸付組合(S&L)の経営危機以降、原価主義会計の批判が高まり、FASBの金融商品プロジェクトは、金融商品の一部に時価、公正価値評価を要請する基準が作成されていった。

2 IFRS 適用をめぐる議論

米国の場合、景気崩壊の引き金となったのは、2007年に生じた不動産バブル崩壊によるサブ・プライムローン問題であった。この不良債権化に応じて各種有価証券が暴落し、金融機関のみならず事業会社も膨大な有価証券評価損を抱えることになった。そしてその評価損が営業利益を侵食して事業会社も赤字に転落した。各事業会社も業績不振により事業の縮小、従業員の解雇・賃金カット等の社会問題を起こしていった⁸⁶。

本来,時価とは,そのもののその時点の公正な価値を現わしているものと期待されている。 時価ないし公正価値が無条件に公正かつ透明であり,それが有用な会計情報を生み出す唯一の 測定値だという価値観が政治問題に発展していった。

米国は、2008年の緊急経済安定化法(第132条)により、いわゆる時価会計を停止する権限を SEC に付与した。評価損の計上を回避して財務的な破綻を防ぐため、証券化商品などを中心に、 時価会計そのものの部分的な徹回に追い込まれた。

これまでの時価ないし公正価値会計が無条件に公正かつ透明があり、それが有用な会計情報を生み出す唯一の測定値であると主張してきた会計議論は何であったのか。政治的圧力を会計に持ち込むことは、会計基準に対する市場の信頼を損なう危険があるといわざるを得ない⁸⁷。

日本においてはどうか。1997年以降、「会計ビッグバン」(会計制度の大改正)といわれるほどの会計基準の大改正が行われた。具体的には、個別財務諸表(利害調整)中心から連結財務諸表(情報提供)中心のディスクロージャー制度への変更、金融商品会計基準では、時価、公正価値評価の導入、連結キャッシュ・フロー計算書等作成基準(1998年3月)等があげられる。2007年の「東京合意」以降、日本基準とIFRSとの差異は急速に減少している。それにもかかわらず、IFRSの適用をめぐって今も議論が続いている。東日本大震災以後の2011年6月21日、金融庁は、当時の自見庄三郎金融担当大臣によって、IFRSを強制適用するのであれば、その時期は延期すべきである旨の提言がなされた。その延期する理由として、大震災、米国の情勢変化、産業界からの要望、日本固有の会計・周辺制度の影響などをあげた。中でも、日本の固有性に関しては、「会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目」し、「国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが必要である。」との指摘であった。日本の固有性に関

しては、商慣行や経営実態、会計実務等の違いが議論としてあがっている880。

時価評価の導入については、根強い不信感が残る。投資ファンドその他の暴走により価格乱 高下しているときの時価が、そのものの公正な価値を表しているか疑問である。さらに市場が ないものについては、同種のものから時価を類推することも考えられているが、この場合にも かなりの恣意性の介入の可能性が生じる。また固定資産の減損会計の導入にさいしても、ある 生産設備の時価として、当該設備の用役獲得可能量を予測し、その総額を将来の利子率で割引 いて現価を算出する見解がある。この場合に用役獲得可能量の予測や利子率の予測が可能だと しても、それらの予測数値から導きだされた数値が、その物の現在の公正な価値と言い得るの か議論を尽くすべきである。

3 利益測定から企業価値測定重視への会計観の変容への疑義

株主重視の利益観,資本観,資産観等の会計思想の流れは、FASB に顕著にみられる。FASB は1976年12月2日に概念フレームワークの討議資料を公表し、取得原価を基軸にしたフローの 側面からの利益計算にもとづく伝統的な収益費用アプローチ (revenue-expense approach)を大きく転換させていった。それは、現代会計における会計システムが発生主義を基準にした取得 原価会計から資産負債の公正価値を重視した時価会計への転換であった。それに伴い、分配可能な当期純利益計算から企業の現在価値を示す包括利益計算にその重点をシフトさせていった。このことは同時に、現代会計が発生主義会計から公正価値会計に、あるいは投資家のための会計から投機家のための会計に変容してきたことを物語っている89。

元来,企業利益の測定に関する一つの考え方であった資産負債アプローチ(assets-liabilities approach)は、今日では、その実態を利益測定から企業価値(株主価値)測定へと変容をとげてきている。すなわち、そこで測定する利益は、一般投資家のための分配可能利益としての実現利益ではなく投機家のための瞬間における意思決定に有用な包括利益であると考えられるに至った。

ある瞬間に決断を必要とする投機家にとって,取得原価では欲求を充足するはずはなく,時 価にもとづく情報こそが要求する情報ということになる。その結果,意思決定有用性アプロー チを重視する今日の会計観のもとでは,必ずしもすべての資産に対してではないが,取得原価 に代わって公正価値すなわち市場価値ないしは割引現在価値による資産評価が市民権を得るに 至ってきた。

デリバティブなどの新しい金融派生商品の出現によって、今日では、この資産負債アプローチは、企業損益の測定集団ではなく企業価値(株主価値)の測定手法の一つに変容してきた。 提供される財務情報の有用性の客体が米国と日本では異なっている。米国会計の根本は、投資家のための会計を念頭に入れているのに対して、日本のそれは、長期的視点にたつ経営者等のための会計であった。 近い将来において、日本においても意思決定有用性アプローチという米国型大義のもとで、報告客体が一般の投資家というよりもむしろ短期的な投機的利潤のみを追い求めるいわば投機的株主のための会計に無批判的にシフトしていくであろうことは容易に想像できるという指摘がある⁹⁰⁾。グローバルな視点から、企業の国際的な競争力、魅力あるグローバルな資本市場の再構築、大企業を中心とした資本調達方法の変化(直接金融の増加)、外国人持株比率の増加などの環境変化への対応を図るための統一会計報告基準づくり、自国企業のグローバル化の進展に対応し、会計基準をIFRSにコンバージェンスさせていく方向は避けて通れない流れである。一方で、日本におけるIFRSの適用については、固有性への配慮を無視することはできない。各国の会計制度は、歴史的、法的、社会的、経済的、文化・風土、政治的要因等に組み込まれており、利益観、資本観、資産観などを異にするのは当然である。日本の伝統的な会計制度は、会社法(旧商法)、金融商品取引法(旧証券取引法)及び法人法からなるトライアングル体制に特徴づけられているが、情報提供だけでなく利害調整も重視し、株主だけでなく、経営者、債権者など幅広い利害関係者も同等に重視しようとするわが国の会計観を無視するわけにはいかない。

2010年4月に経済産業省の企業財務委員会から「会計基準の国際的調和を踏まえた我が国経済および企業の持続的な成長に向けた会計・開示制度のあり方について」の中間報告書が公表された。そこでは、「我が国にとって重要な会計思想とは、企業の短期業績志向への傾斜や短期的な利益操作の可能性を排除する一方、財務体質の健全性を担保し、国際競争力・収益力の持続的強化を促すとともに、どの財務諸表利用者の有用性に偏ることなく、投資家、経営者、その他の幅広いステークホルダーにも企業価値や業績の評価指標として共有し易い財務情報である。」と述べている。これは、産業界の要望を踏まえたものとはいえ、本来、ステークホルダーを重視した経営をしてきた日本の会計思想として、会計情報のあり方として傾聴すべき提言といえる⁹¹⁾。

4 会計職能の再考

染谷恭次郎教授は、「産業資本の調達源泉を大衆株主のうちに求める場合、企業の財務情報の開示は欠かすことができない。株主に対して、新たに投資するかどうか、現在の投資を継続するかどうか、その意思決定は開示された財務情報に基づいて行うことができる。…中略…投資家の意思決定を適切に導く企業の財務情報は、証券市場を健全に発展させるうえで、きわめて重要な役割を果たしている。一方で、会計学の研究や教育が、余りにも、投資情報開示職能一辺倒になっている現状を憂うる。」と警鐘を鳴らしている。さらに、染谷恭次郎教授は、「原点に戻って会計職能を見直さなければならないと思う。絶えず変動を続ける社会経済環境に対応して会計職能が拡張していくなかで、会計が本来有する固有の職能を見失ってはならない。」、また、会計固有の職能として、「事業財産の管理、受託業務の報告、事業活動の計画・統制」な

どを掲げ、一般の財務情報の利用者は、企業の不正や誤謬の発見・報告を期待していると指摘され、会計が本来有している固有の職能を今一度見直すことが重要である⁹²³。」と主張されている。

近年,日本を含む,先進諸国の会計学の研究は,投資家に対する企業の財務情報の開示をより精緻化する方向で展開されている。現代社会において,会計に託されてきた投資家あるいは社会全体に対する財務情報の職能は重要な柱であるが,国際的観点に立つとき,最近の会計学の研究が余りにも財務情報開示の問題に傾き過ぎているという染谷教授の批判は傾聴に値する。

Ⅶ 共同概念フレームワークの若干の考察─結びにかえて─

概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。米国では、FASBが、1978年から2000年にかけて第1号から第7号までの概念書を公表している。一方、IASBは、1989年に「財務諸表の作成・表示のフレームワーク」を公表している。その後、会計基準の国際的統合化の進展に伴い、概念フレームワークのレベルでの統合も迫られるようになり、IASBと FASBは、2004年に共同で改訂に取り組むことになった。こうした IASB・FASB共同プロジェクト概念フレームワーク(以下共同概念フレームワークと略す)の構築は A から H の 8 つのフェーズに分けて進められている。2010年 9 月に、「財務報告の概念フレームワーク」の A フェーズ、第1章「財務報告の目的(Objective of General Purpose Financial Reporting)」と第3章「有用な財務情報の質的特性(Qualitative Characteristics of Useful Financial information)」(『財務報告の概念フレームワーク2010』(Conceptual Framework for Financial Reporting 2010)が公表された。そして2013年7月には、概念フレームワークのそれ以外の全階層について「討議資料」が公表され、2014年1月14日を期限としてコメントレターが募集されている。

海外の研究成果を一方的に吸収するだけでなく、日本の会計制度の確立と改善に向けてきた研究努力を主体的に発信すべき機会が与えられているといってよい。

1 共同概念フレームワークの会計主体論は何を採用するか

共同概念フレームワークでは、「特定の所有者の観点ではなく、その他の資金提供者の立場も 勘定して、資金提供を受けている企業自体の視点で財務諸表を作成すべきだ」という考え方が 明確に打ち出されている。

共同概念フレームワークは、資本主理論ではなく企業主体理論を採用する立場を明確にしていると断言する論者もいる⁹³⁾。

誰の観点から会計処理し、財務報告を作成すべきかが異なれば財務諸表のかたちは変わって くる。これまでは、「投資者の要求を満たすことができれば、その他の情報利用者の情報ニーズ の多くを満たすことができる」という仮定のもと、企業の所有者の観点から財務諸表を作成す べきだという資本主理論の立場がとられ、企業自体の観点から財務諸表を作成するという企業 主体理論の立場はきちんと明示されてこなかった。

共同概念フレームワークにおけるエンティティ解釈について異なった見解がある。すなわち. エンティティを会計公準として用いる場合には、資本主とは区別して設定される「会計単位」 (accounting unit)を指す。企業実体つまりエンティティ概念は、いわゆる「会計単位」を意味 するものにほかならず、それは決して会計主体論における会計主体としてのエンティティ概念 ではない。会計公準としてのエンティティは、持分の解釈については中立である。企業を会計 単位に設定しても、企業主体理論に自動的に結びつくわけではなく、資本主理論とも両立する という見解である。この見解は会計公準と会計主体論とを混同し、立場を曖昧にさせる主張に ならないか。共同概念フレームワークは、資本主理論から企業主体理論への会計主体論の転換 を明確に打ち出していると理解すべきでないか。さらに、共同概念フレームワークは、株主と 債権者をともに請求権ととらえ、株主も債権者も企業に対する資金提供者としてとらえている。 アンソニーの企業主体理論を振り返ってみると、負債と資本の同質性が強調されている。独

立したエンティティとしての企業は、資本主から独立して存在し、資本主である株主は資金源 泉の一つにすぎないととらえている。

貸借対照表の右側は、負債、株主持分、エンティティ持分の3つの部分から成る。これらを 総括して資金の源泉(sources of funds)と呼び, 貸借対照表等式を資産 = 資金の源泉と示した。 彼は, 持分は, 株主持分(shareholder equity)とエンティティ持分(entity equity)に分けるこ とを主張する。負債利子(支払利息)と同様に、株主が提供した資金に対して支払う持分利子 (配当金) のいずれも費用として処理すべきことを主張した。

また、会計主体論としての企業体理論では、企業体に関与するすべての利害者集団が、企業 体との持分関係を有するという主張であった。種々の持分関係として, 債権者持分, 株主持分, 企業体持分、取引先持分、従業員持分、国家持分等に拡張していく見解である。企業体理論で は、他人資本利子である支払利息や自己資本利子である配当金も、すべて企業体の費用と主張 する。経営者賞与も国家にたいして支払われる税金もすべて企業体の費用として理解する。し たがって費用とは、利害者集団への企業体があげた収益の配分であり、配分後の留保利益は企 業体に帰属すると認識する。企業体持分と配当金の費用処理の会計観は、企業体理論とアンソ ニー企業主体理論の双方が一致したとらえ方をしている。

さらに,共同概念フレームワークにおける会計主体論は,企業の公益性,企業の社会貢献性, 株主価値重視より従業員価値重視の企業文化,ステークホルダー重視型の日本的経営,企業観 に立った会計理論を想定しているのではなかろうか。

2 共同概念フレームワークでのキャッシュ・フロー計算書

歴史的にみて、キャッシュ・フロー計算書が第三の財務諸表として仲間入りをしたのは米国が最初で1987年である。日本は、米国から10年遅れの1998年3月に「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」が公表され、2000年3月期連結決算より「連結キャッシュ・フロー計算書」を財務諸表の1つとして開示することとなった。

国際会計基準も、1992年基準書第7号でキャッシュ・フロー計算書を導入した。直接法と間接法の処理法はそれぞれ固有の利点をもつが、実務では作成の容易さから間接法が採用されている。

日本では、2005年4月1日から「会社法」が施行されたが、連結計算書類の中にキャッシュ・フロー計算書は含まれなかった。

近年、キャッシュ・フローと発生主義会計の利益が大きくかい離して「利益があっても資金が足らず」の黒字倒産現象などが生じ、キャッシュ・フロー計算書の存在感は一段と高まってきている。これまでは、時価会計の導入に主たる関心が向けられ、キャッシュ・フロー計算書は財政状態変動表と位置付けられ、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を財務諸表三表として一体的に扱われることはなかった。議論は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの移行に焦点があてられた経緯がある。

佐藤倫正教授は、共同概念フレームワークでは、収益費用アプローチと資産負債アプローチの対立構図が見受けられない。また、キャッシュ・フローという用語が頻繁に出ていることから、資金観⁹⁴⁾、時価会計、エンティティ説(企業主体理論)が一体的に表面化してきているのではないかと指摘されている。さらに資金観にもとづいて貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書を同時に導く勘定組織の設計は可能であると表明し、「三元複式簿記」と称した新しい会計システムを考案されている⁹⁵⁾。

一般に、キャッシュ・フロー会計は、利益操作の防止、経営悪化に早期の警報を鳴らすなどの効果が期待される。利益の質の評価と結び付けて、会計情報の「硬度」(hardness)という表現が使われることがある。会計処理方法の適用に関して判断や見積もりなどの裁量の余地が大きく、数値がブレやすい場合には、その数値は「硬度が低い」と表現される。現行の会計システムは、発生主義を基盤としたシステムであるが、この発生主義にもとづく会計処理プロセスは、必然的に将来についての予測を伴っており、それだけに判断や裁量の介入する余地が大きい。これに対して、計算過程において判断や見積もりといった裁量の余地が少ないため、会計利益よりも「硬度が高い」といわれているのがキャッシュ・フローである。なぜ硬度が高いかといえば、会計利益の計算プロセスの出発点となるのがキャッシュ・フローだからである。日本においては、現在、上場企業を対象規定とする金融商品取引法における財務報告書として、個別、連結ともキャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられており、EDINET などで自由に閲覧することができるようになっている。中小企業については、2005年8月に日本税理士会

連合会、日本公認会計士協会などが連名で公表した「中小企業の会計に関する指針」の中で 「キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい」との位置づけが明らかにされている。

現行の伝統的な複式簿記は、長い歴史をもって学校教育、企業実務の中で根付いている。高等学校簿記教育においては、学習指導要領改訂版が平成21 (2009) 年に告示され、平成25 (2013) 年度入学生から学年進行で実施されている。次の改訂は10年後とも予想される中、現行のすべての新簿記教科書において、資産 – 負債 = 資本という資本等式が使われて説明されている。簿記教育改革については、国際的な動向も踏まえて、研究していく課題と考える。

3 IFRS 導入の制度的、理論的課題について

今後、日本が IFRS を導入するに当たっていくつかの制度的・理論的課題が残されている。本稿で若干の私見を述べてみたい。

日本の会計界は、IASBが作成する IFRS の導入をめぐり、これまで EU と米国の動向に振り回されながらも懸命に対応してきた。そうした対応の矢先に米国発の金融危機という大波が押し寄せてきて、これまで時価会計、公正価値会計をスローガンに制度設計し推進してきた米国は、国益のために、時価会計の停止を SEC に付与した。時価会計の一部停止は、会計の論理からは不本意ながら日本においても緊急対応措置をとられることになった。時価ないし公正価値が無条件に公正かつ透明であり、それが有用な会計情報を生み出す唯一の測定値という思い込みの検証が十分できていなかったことが証明された感がある。その後、IFRS の原則主義が政治的圧力により細則主義の米国基準に屈した形で米国基準とのコンバージェンスと称する修正が求められた経緯がみられる。会計基準グローバル化の最大のテーマは IFRS と米国基準のコンバージェンス化を図っていくことである。会計学も、国により、時代により、歴史・宗教・文化・風土により、利益観、資本観、資産観などを異にするのはやむを得ないことではあるが、コンバージェンスを進めていく中で乗り越えていかなければならない課題と考える。現在、IASBが主導で FASB が協力する形で、IFRS のための概念フレームワーク作りが進められている。

このような状況の中で、日本の会計基準について問われている主な論点の一つに、IFRS とのコンバージェンスを今後どう進めるのか、どのようにアドプション(強制適用:adoption)していくのかという課題がある 96 。

企業活動と資本市場のグローバル化の流れの中で、IFRS 導入は不可避な流れであるが、IFRS 導入の制度的、理論的課題に対する見解を打ち出していく必要がある。現在、日本国内では、IFRS の適用のあり方を検討している企業会計審議会の委員の主張にも、国内の制度的補完性をより重視すべきであるとする見解と、グローバリゼーションをより重視するべきであるとする見解とに分かれる。国内対応重視派は日本の会計および周辺制度の整備状況を踏まえてIFRS をより慎重に導入すべきであると主張する。これに対し、国際対応重視派は日本の国際的なプレ

ゼンスを向上させる観点から IFRS をより積極的に導入すべきであると主張する⁹⁷。

今後の企業会計グローバルの課題として、導入企業の範囲、選択適用か強制適用か、導入する IFRS の具体的な内容、時価会計(公正価値会計)の適用範囲を含めた包括的な検討、適用範囲を連結に限定する「連体分離論」にするのか単体も含めて「連結先行論」にするのか等が考えられる。今後、これらの課題について、わが国の企業文化、会計制度も配慮しながら、見解を明確に打ち出していくことが必要である。

参考文献

- 1) 櫻井久勝「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』61-2,19ページ。伊藤邦雄『現代会計入門』 9版、中央経済社、2012年3月,104~105ページ。
- 2) 櫻井久勝『財務会計講義』中央経済社、2007年3月、56ページ。
- 3) 新井清光『会計公準論』中央経済社, 昭和44年, 9~80ページ, (ペイトン(W.A.Paton) は, 1922年公刊の『会計理論』("Accounting Theory," 1962,pp.471-499.)
- 4)「企業会計の三大公準」佐藤孝一教授は『産業経理』第25巻5号で初めて会計公準の文字を用いている。
- 5) 新井清光『前掲書』57ページ。
- 6) 佐藤孝一『新会計学』中央経済社、昭和33年、67ページ。
- 7) 佐藤孝一『現代会計学』中央経済社、昭和27年、69~70ページ。
- 8) 新井清光著『前掲書』, 192ページ。
- 9) 新井清光『現代会計』第10版,中央経済社 2009年4月,28ページ,新井清光著『会計公準論』79ページ。ペイトンはすでに1920年代において,会計公準が企業会計のなかに必然的に存在していることを指摘している。7つの公準を掲げている。①企業実体,②継続企業,③貸借対照表等式,④財政状態と貸借対照表,⑤原価と帳簿価値,⑥原価の発生と利益,⑦賦課の順序。

論者によって公準の名称は若干異なるが本質的に変わらない会計の前提を掲げている。

黒澤清;①企業実体の公準,②会計期間の公準,③貨幣評価の公準,黒澤清『近代会計学』(新報),昭和35年、春秋社、10~13ページ。

佐藤孝一;①「貨幣価値一定の公準」、②「実現性の公準」、③「年度独立の公準」、佐藤孝一「会計公準の着想と会計公準の性格」、41ページ。のちに④「企業実体の公準」を加えられている。当初、容易に受け入れなかった理由を次のように述べている。「企業会計」を建前とする以上、企業実体を中心とすることは、「公準」よりも、むしろ「定理」か「公理」に類するものではないか。また、すでに「会計単位」という概念も存する以上、特に「企業実体の公準」を、公準の一つに加える必要がないのではないかと考えた。佐藤孝一「会計公準の着想と会計公準の性格」、42ページ。

中村忠;①「エンティテイ」(entity), ②「貨幣的評価」(valuation), ③「会計期間」(accounting period),中村忠『新稿 現代会計』33ページ。

飯野利夫;①「企業実体」,②「継続企業」,③「貨幣的評価」,飯野利夫『財務会計』,15ページ。

阪本安一;①「企業体の公準」,②「継続企業の公準」,③「貨幣的測定の公準」および④「貨幣分類の公準」, 阪本安一「会計公準の性格」,49ページ。

高松和男;①「企業実体」(entity convention),②「貨幣評価」(valuation convention),③「会計期間」(accounting period convention),高松和男『現代会計の原理』―16ページ

伊藤邦雄;①「エンティティの公準」,②「貨幣的評価の公準」,③「会計期間の公準」伊藤邦雄『前掲書』,70ページ。

- 10) 山枡忠恕&嶌村剛雄『体系財務諸表論』税務経理協会、昭和52年、23~24ページ。
- 11) 黒澤清「企業主体論の批判」『企業会計』第8巻3号、44ページ。
- 12) 黒澤清「前掲論文」、45~46ページ。
- 13) 新井清光『前掲書』、208~209ページ。
- 14) 山枡忠恕「ビジネスエンティティ論への反省」『産業経理』第16巻第1号。新井清光著『前掲書』,210ページ。
- 15) 中村忠「資本会計と会計主体」『産業経理』第19巻第2号, 1959年, 33ページ。

- 16) 黒澤清博士他による次の三つの座談会速記録参照:「資本会計の基本問題」『企業会計』, 10巻7号,「資本会計からみたエンティティ論」『産業経理』, 第18巻8号,「資本充実と株式配当」『産業経理』, 第18巻7号。
- 17) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』, 27ページ。
- 18) 五十嵐邦正『財務会計』第6版、森山書店、9~10ページ。
- 19) 新井清光 『会計公準論』中央経済社、昭和44年、211ページ。
- 20) 新井清光『前掲書』、211ページ。
- 21) 阪本安一「会計主体論の発展」『産業経理』第21巻第10号, 1961年, 森山書店, 62ページ。
- 22) 村田英治「会計主体論の虚実」『会計』第142巻第12号, 1993年, 36ページ。
- 23) 五十嵐邦正『静的貸借対照表論の展開』森山書店、1993年、265ページ。
- 24) 村田英治「前掲論文」, 13~16ページ。 『国際会計の概念フレームワーク ―最終報告』国際会計研究学会研究グループ報告。
- 25) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』, 29ページ。
- 26) 五十嵐邦正『前掲書』、9~10ページ。
- 27) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』、30ページ。
- 28) 論者によって代理人説、代理人理論など呼称が異なる。本節では、代理人理論で統一した。
- 29) 江村稔「代理人会計の理論」『産業経理』昭和31年。
- 30) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』税務経理協会、昭和52年、27~28ページ。
- 31)「少数株主持分の性格」『企業会計』第55巻第7号、2003年、49ページ。
- 32) 中村忠「資本会計と会計主体」『産業経理』第19巻第2号, 1959年, 32ページ。
- 33) 番場嘉一郎「持分会計と会計主体論」『会計』第76巻第3号、6ページ。
- 34) 新井清光著『前掲書』, 213ページ。
- 35) 山枡忠恕「ビジネス・エンティティ論への反省」『産業経理』, 第14巻第8号, 1954年, 119ページ。
- 36) 五十嵐邦正『前掲書』, 10ページ。
- 37) 高松和男『現代会計の原理』ダイヤモンド社, 昭和35年, 28ページ。村田英治「Robert N.Anthony の財務会計学説の含意」,『経済科学』, 2012年,59巻 4 号, 56ページ」スウヤーネン(W.W.Suojanen,"Accounting Theory and the Larg Corporation",Accounting Review,July 1954,392~394ページ)。
- 38) 高松和男『前掲書』, 34ページ。
- 39) 高松和男『前掲書』, 黒澤清稿序文。
- 40) 新井清光『前掲書』, 215ページ。
- 41) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』、1ページ。
- 42) 高松和男『前掲書』, 38~39ページ。
- 43) 高松和男『前掲書』, 62ページ。
- 44) 山枡忠恕&嶌村剛雄『前掲書』, 32ページ。
- 45) 水谷覚「会計の実験的研究に向けての覚書―会計主体論から実験会計学へ」(『京都マネジメント・レビュー』 第6号, 12月, 183~198ページ」)
- 46) 渡部裕亘「持分概念の再検討」『産業経理』1987年, 第47巻第2号, 86ページ, 中村忠「持分概念の変遷」『会計ジャーナル』1988年3月号, 9ページ, 高松和男『持分会計』, 昭和36年, 36~37ページ。
- 47) 中村忠「持分概念の変遷」『会計ジャーナル』 3月号, 1988年, 10ページ。
- 48) 黒澤清『現代会計学一般理論総説』昭和33年,春秋社,78ページ
- 49) 高松和男「持分の本質とその分類」―企業体理論と持分概念―『産業経理』, 46ページ。
- 50) 高松和男『前掲書』, 125ページ。
- 51) 高松和男「前掲論文」, 52ページ。
- 52) W.J. Vatter, The Fund Theory of Accounting and Its Implication for Financial Reports, 1947, p3.
- 53) 新井清光著『前掲書』, 216~217ページ。
- 54) 梅原秀継「会計主体と株主持分」 4ページ。
- 55) 佐藤信彦「少数株主持分の性格」『企業会計』第55巻7号,2003年,49ページ。
- 56) 五十嵐邦正『前掲書』、11ページ。
 - Paton,W.A. and A.C. Littleton,An Introdution to Corporate Accounting Standards,AAA,1940,pp.43-44. 中島省吾訳『株式会社基準序説(改訳)』森山書店,1958年,71ページ。

- 57) 村田英治「主体としてのエンティティ·客体としてのエンティティ」『産業経理』第66巻3号,2006年,60ページ。
- 58) 高松和男『前掲書』、152ページ。
- 59) 高松和男「損益計算と持分会計」『産業経理』第23巻5号, 1963年, 25ページ。
- 60) 佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論―将来の方向』1989年, 4.16, Future Directions For Financial Accounting by Robert N.Anthony, 1984。
- 61) 佐藤倫正訳『前掲書』70ページ。
- 62) 佐藤倫正訳『前掲書』105ページ。
- 63) 佐藤倫正訳『前掲書』106~107ページ。
- 64) 中村忠「前掲論文」、12ページ。
- 65) 佐藤倫正訳『前掲書』、245~249ページ。
- 66) 村田英治「Robert N. Anthony の財務会計学説の含意」『経済科学』第59巻第4号, 2012年, 55ページ。
- 67) 佐藤倫正「財務会計の三元的理解」『企業会計』第52巻第12号、2000年、9ページ。
- 68) 村田英治「Robert N. Anthony の財務会計学説の含意」『経済科学』第59巻第4号, 2012年, 58ページ, 伊丹敬之『人本主義企業―変わる経営 変わらぬ原理』筑摩書房29~30ページ, 76ページ, 101ページ。
- 69) 岩井克人他『会社は株主のものではない』洋泉社、41~85ページ。
- 70) 久保利英明(岡島孝康編「コーポレートガバナンス―新しい危機管理の研究―金融財政事情研究会, 1996, 82ページ。
- 71) 奥村宏『株式会社はどこへ行く』岩波書店、2000年、20ページ。
- 72) 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社,2003年,267~268ページ。
- 73) 岩井克人『前掲書』平凡社, 2003年, 275ページ。
- 74) 吉田勝弘「会計学とコーポレート・ガバナンスの接点」123ページ。
- 75) 坂本恒夫·佐久間信夫編企業集団研究会「企業集団研究会「企業集団とコーポレート·ガバナンス」「文真堂」 1998年,24ページ。
- 76) 岩井克人『会社はだれのものか』平凡社、2005年、22ページ。
- 77) 岩井克人『前掲書』, 58ページ。
- 78) 岩井克人『前掲書』, 98ページ。日本型経営が見えてきた―小林陽太郎氏との対話。
- 79) 岩井克人 『会社はこれからどうなるのか』 平凡社, 2003年, 194ページ。
- 80) 土屋喬雄『日本経営理念史』日本経済新聞社、昭和39年、30~31ページ。
- 81) P.F. ドラッカー,野田一夫・村上恒夫監訳『マネジメント』全2巻,ダイヤモンド社,1974年,6ページ。 Drucker 『Management Tasks,Responsibilities,Practices』 1974。
- 82) 水野和夫『新・資本主義宣言』毎日新聞社,225~226ページ,田坂広志「目に見えない資本を見つめる日本型資本主義の原点へ」。
- 83) 水野和夫『前掲書』, 241~242ページ。
- 84) 稲垣冨士男「会計主体の軌跡」『産業経理』第69巻第2号、2009年、7ページ。
- 85) 稲垣冨士男『前掲書』、 7ページ。
- 86) 稲垣冨士男『前掲書』, 8ページ。
- 87) 齊藤静樹「会計基準グローバル化の展望と課題『企業会計』61巻第1号, 2009年, 20ページ。
- 88) 角ケ谷典幸「激変環境化の会計を理解するための特別講義第2回—二つの会計観とホーリスティック—観」 じつきょう通巻383号,5ページ。
- 89) 高寺貞男『会計と市場』昭和堂, 2002年, 112ページ。
- 90) 渡邉泉「歴史から見た二つの会計観」(一) 『会計』 第168巻第6号, 2~10ページ。
- 91) 田中弘『会計学はどこで道を間違えたのか』税務経理協会,平成25年3月,59~61ページ。
- 92) 染谷恭次郎「会計職の変化と拡大」税務経理協会、平成6年、176~181ページ。
- 93) 櫻井久勝「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』 2009年. 第61巻 2 号, 19ページ, 伊藤邦雄 『前 掲書』、105ページ。

- 94) 佐藤倫正教授は、経済主体の活動を資金の循環プロセスとみる見方を資金的会計観あるいは単に資金観と呼ぶ。資金観を拠り所して会計を理論化しようとする接近法は、資金アプローチという。これは必然的に資金計算書を重視するからキャッシュ・フロー計算書アプローチであり、それを目指す理論的枠組が資金会計論あるいは資金学説である。資金会計論は、伝統的な簿記の5要素(資産・負債・資本・収益・費用)以外の概念を追加的に扱うので、収益費用観や資産負債観を超えて、会計の計算構造を立体的に描き出すことを可能とするところに特徴があるとされる。
- 95) 佐藤倫正主査研究グループ報告(最終報告),佐藤倫正稿「財務会計の三元的理解」『企業会計』第52巻第12号, 2000年。同稿「財務諸表の連携と業績報告―日本の選択―」『企業会計』第57巻,第5号,2005年。同稿「財 務諸表の連携,同稿「資金会計の国際的展開」『経済科学』第59巻4号,2012年3月,1~18ページ。同稿「資 金会計の国際的展開」,同稿『新商学への招待』「ビジネス世界と財務会計」等参照。
- 96) コンバージェンス(収斂)とは、自国基準の開発は続ける一方で、自国基準と IFRS との差異を極力縮小していくこと、アドプション(強制適用)とは、自国基準を使わずに IFRS を採用することを意味する。
- 97) 角ケ谷典幸「前掲論文」『じっきょう』 通巻383号、 7ページ。